

P T A 規 約

令和8年1月14日 改正

町田市立忠生小学校 P T A
(6年間使用しますので大切にお持ちください)

町田市立忠生小学校 P T A 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、町田市立忠生小学校 P T A (以下本会という) と称し、事務所を町田市立忠生小学校【東京都町田市忠生3丁目10番地2号】(以下本校という) に置く。

(会員)

第2条 1、本会の会員は、本会の趣旨に賛同した本校児童の保護者または、これに代わる者(以下保護者という) および本校教職員で組織する。
2、本会からの退会を希望する者は任意の書式にて退会届を作成し提出しなければならない。

(目的・活動)

第3条 本会は、保護者と教職員が児童の健やかな成長を図ることを目的とし、以下の活動を行う

- (1) 児童の教育環境を整える。
- (2) 保護者と教職員の共通理解を深める。
- (3) P T A 会員の教養の向上
- (4) 広報活動
- (5) その他必要な活動

(方針)

第4条 本会は、次の方針に従って行動する。

- (1) 児童の教育と福祉のために、目的を同じくする他の機関、団体と提携する。
- (2) 特定の政党、宗教団体および、その他の団体との偏った行動を行わない。また、それらの営利目的の活動には参加しない。
- (3) 本校の人事、管理運営に干渉しない。

第2章 役員及び役員会

第5条 本会に次の本部役員を置く。

- (1) 代表 2名
- (2) 副代表 2名
- (3) 庶務 4名以上
- (4) 会計 2名以上
- (5) 校外安全 2名以上
- (6) 学校代表 1名(副校長)

第6条 本部役員の任務は、以下の通りである。

- (1) 代表は、本会の会務を総括する。また、総会、運営委員会を主宰する。
- (2) 副代表は、代表を補佐する。また、代表不在時は任務を代行する。
- (3) 庶務は、議事を記録する。また、関係文書を作成し保管する。
役員・委員・サークルの立候補の募集及び会員の記録の管理。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 校外安全は、地域との連携を図る。

- 第7条 1、本部役員の任期は、定期総会から次期定期総会までの一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2、任期が3年を超えて立候補する場合には、前年度の運営委員会において承認をもって次年度の立候補を可能とする

- 第8条 本部役員が任期途中、本人の意思により職を辞する場合は、次の手続きを行う。
- (1) 代表に対し辞意を申し上げて出る（代表は庶務に申し出る）。理由については、これを問わない。
- (2) 代表（庶務）は運営委員会に対し、役員の減員の報告をする。

- 第9条 役員会は役員をもって構成し、以下の事項を審議する。
- (1) 総会・運営委員会提出議案の準備
- (2) 年度予算の原案、及び年度末決算報告の作成。
- (3) 各委員会に属さない事柄。

第3章 会計

- 第10条 1、本会の経費は、会費および、その他の収入をもってこれにあてる。また、総会において議決された予算に基づいて運営する。
- 2、この会の資産は、PTAの運営活動費やPTA主催の事業及び共同事業に使用するものであり、これ以外の学校経費(公費)やPTA関連団体以外に使用してはならない。

- 第11条 1、会費は、毎年来年度の予算を基に算出された額とし、運営委員会で審議し、総会で承認された額とする。会費は世帯単位とし、本会が指定する方法により納入する。
- 2、年度途中の転入生が入会の場合、会費の徴収はしない。
- 3、年度途中の退会の場合、原則返還しない。

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 第13条 会計の監査は、原則翌年4月に行う。

- 第14条 会計の決算は、会計監査を経て総会にて報告し承認を得る。

第4章 会計監査委員

- 第15条 会計監査委員は、本会の会計事務を監査し、総会にて報告する。
- 1、会計事務について
- 2、決算監査について
- 3、その他報告事項

- 第16条 会計監査委員の選出は、その年度の役員会で2名以上決める。

第5章 総会

- 第17条 総会は本会の最高議決機関で全会員をもって構成し、以下により開催する
- 1、年1回、年度初めに開催する。
- 2、臨時総会は年度途中で大幅な会則の改正や、運営委員会で重要な検討事項が挙げられた場

合に開催する。

3、総会を招集する場合、会員に対して会議の目的、内容、日時及び場所を示して、原則総会の日の1週間前までに通知しなければならない。

4、総会は委任状を含む全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

第18条 総会においては次の事項を処理する

- (1) 前年度活動報告及び決算報告・会計監査報告・承認
- (2) 運営委員会で議決された内容の報告・承認
- (3) 役員、委員の選任・承認
- (4) 活動方針及び年度予算の審議・承認
- (5) 会則の新たな追加、改廃の審議・承認
- (6) その他、総会が必要と認めた事項の審議・承認
- (7) 議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。
- (8) 総会で審議・承認された事項は議事録に残し、会員に報告する。

第6章 運営委員会

第19条 運営委員会は役員、各委員会の代表・副代表をもって構成し、本会の最高執行機関であり、総会に次ぐ議決機関とする。

第20条 1、運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。

2、天災その他不可抗力又は感染症、伝染病の大規模な流行その他公衆衛生上の緊急事態等により、運営委員が当該PTAの運営委員会に出席することが著しく困難であるとPTA本部役員が過半数が決定した場合、運営委員は、電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法によりPTAの運営委員会に参加することができる。電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により参加した委員は、PTAの運営委員会に出席したものとみなす。

第21条 運営委員会は、総会の審議内容に沿って次の事項を処理する。

- (1) 検討事項等の審議・決定
- (2) 各委員会等より立案された事業計画の審議・決定
- (3) 総会の議案書及び予算案の審議・作成・決定
- (4) 細則の審議・作成・決定・改廃
- (5) 運営委員会の議決は実際出席した運営委員の過半数をもって決する。

第7章 委員会

第22条 1、本会は、以下の委員会を置くことができる。

- (1) 学年委員会
- (2) ベルマーク委員会
- (3) 校外安全委員会

2、いずみ・くわのみ学級在籍児童の保護者については交流クラスでの立候補とする。

3、各委員会は、保護者と教職員数で構成される。

第23条 各委員の任期は、定期総会から次期定期総会までの一年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 付則

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 1912年9月1日 | 忠生尋常高等小学校開校 |
| 1941年4月1日 | 東京府南多摩郡忠生国民学校と名称変更 |
| 1943年4月1日 | 東京府が東京都となり、東京都南多摩郡忠生国民学校と名称変更 |
| 1947年4月1日 | 東京都南多摩郡忠生村立忠生小学校と校名変更 |
| 1949年2月 | P T A 発足 |
| 1953年 | P T A 会則施行 |
| 1958年2月1日 | 東京都町田市立忠生第一小学校を校名変更 |
| 2000年5月18日 | P T A 会則一部改正 |
| 2002年2月28日 | P T A 会則一部改正 |
| 2009年4月 | P T A 会則一部改正 |
| 2010年5月10日 | P T A 会則一部改正 |
| 2011年5月10日 | P T A 会則一部改正 |
| 2011年9月1日 | 東京都町田市立忠生小学校と校名変更 |
| 2011年12月12日 | P T A 会則抜本改正 |
| 2013年2月1日 | P T A 会則一部改正 |
| 2014年11月26日 | P T A 会則一部改正 |
| 2016年5月12日 | P T A 会則一部改正 |
| 2020年7月16日 | P T A 会則一部改正 |
| 2021年5月17日 | P T A 会則一部改正 |
| 2024年5月10日 | P T A 会則一部改正 |
| 2026年1月14日 | P T A 会則一部改正 |

町田市立忠生小学校 P T A 細則

(ボランティアの募集)

第1条 各委員会が必要な時に募集する。

(慶弔規定)

第2条 1 本会の慶事規定は、以下の通りとする。

(1) 教職員の結婚 5,000円

2 本会の弔事規定は、以下の通りとする。

(1) 児童の死亡 5,000円

(2) 会員の死亡 5,000円

(3) 教職員の配偶者の死亡 3,000円

3 自然災害等による緊急を要する特別な事由が発生した場合は、副校長・代表に一任する。ただし、運営委員会に報告をする。

(サークル規定)

第3条 1 サークルは有志の会員をもって構成し、本会の目的に沿った活動を行うものとする。

2 サークルの代表1名は総会において年度の活動報告を行う。

3 サークルはサークル活動において、P T A室（備品等）を使用することができる。

(付則)

| | |
|------------|----------------------|
| 1953年 | P T A細則施行 |
| 2000年5月18日 | P T A細則一部改正 |
| 2001年5月17日 | P T A細則一部改正 |
| 2002年2月28日 | P T A細則一部改正 |
| 2010年5月10日 | P T A細則一部改正 |
| 2011年5月10日 | P T A細則一部改正 |
| 2012年3月12日 | P T A細則一部改正 |
| 2012年12月6日 | P T A細則抜本改正 |
| 2013年1月11日 | P T A細則一部改正 |
| 2015年1月29日 | P T A細則一部改正 |
| 2016年5月12日 | P T A細則一部改正 |
| 2018年1月16日 | P T A細則一部改正 |
| 2020年5月7日 | P T A細則一部改正 |
| 2021年5月17日 | P T A細則一部改正 |
| 2023年2月9日 | 運営委員会の承認によりPTA細則一部改正 |
| 2024年2月15日 | 運営委員会の承認によりPTA細則一部改正 |
| 2026年1月14日 | PTA細則一部改正 |

町田市立忠生小学校 P T A